

平成25年行政事業レビューシート					(復興庁)			
事業名	東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保険指導 に必要な経費(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～未定		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民健康保険法74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療確保に関する法律第20号		関係する計画、通知等	平成24年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助について(平成24年8月7日厚生労働省発保0807第3号厚生労働事務次官通知)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するため、保険者に対し特定健康診査事業に要する経費の一部を補助するもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業 ①特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 ②避難先の健診機関等での特定健康診査に要する費用と警戒区域等の保険者が実施する特定健康診査に要する費用との差額への助成 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村)補助率:10/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		-	63	15	15	
		繰越し等		252	△48	-		
		計		-	-	-		
	執行額		252	14	15	15		
執行率(%)		41	11					
			16.3%	78.6%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	特定健康診査事業の受診者数		成果実績	人	-	38,699	8,400	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	特定健康診査事業に係る保険者への国庫補助額		活動実績 (当初見込み)	千円	-	41,728	11,060	-
						-	(-)	(-)
単位当たりコスト	(1,309円/人)		算出根拠	執行額 11百万円 対象者 8,400人 執行額÷対象者=単位あたりコスト				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	補助金	15	15	予算編成過程で検討				
	計	15	15					

事業所管部局による点検				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	・被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための補助であり、国が支援すべき事業である。 ・被災地の保険者等からの要望があること、被災者に対する特定健康診査の受診機会を確保することが重要であることから優先度の高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○		
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	・代表保険者と健診機関の代表が健診契約を結び健診単価等を決定する過程において、適正な健診費用は確保されているものとする。 ・受益者の負担はなく、被災者等への復興支援として妥当である。 ・被災者の特定健康診査の受診に必要な経費に限定されている。	
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	・事業の実施主体である個々の保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶのではなく、代表保険者と健診機関の代表が契約を結ぶこととしており、より効率的に事業を実施することができる仕組みとしている。 ・助成を必要とする保険者に対し補助することができた。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	・助成を必要とする保険者に対し補助することができた。	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○		
重複排除	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	
	057	東日本大震災復興・復興に係る後期高齢者医療制度事業費補助金(復興関連事業)	復興庁	
点検結果	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための保険者の取組に対しては、国における国民の健康の保持の責任を果たす観点から、今後も今後も国庫補助を継続すべきである。			
	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための保険者の取組に対しては、国における国民の健康の保持の責任を果たす観点から、今後も今後も国庫補助を継続すべきである。			
外部有識者の所見				
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	避難指示区域等の被災者の健康診査の受診機会を確保するため、復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き適切な予算執行を進めること。			
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	引き続き適切な予算執行に努めていく。			
	備考			
備考				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年		平成23年	平成24年	39-2

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
予算：14百万円(平成24年度)

[厚生労働省へ移替え]

保険者が東日本大震災の被災者に対し実施する特定健康診査等に要する経費補助し、円滑な実施を支援。

↓
【補助】

A. 保険者
執行：11百万円(平成24年度)

東日本大震災の被災者に対し特定健康診査等を実施。

↓
【委託】

委託先(医療機関等)
特定健診等の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.全国健康保険協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託料	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託料	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックごと
 に最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	4		
2	檜葉町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
3	飯館村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
4	浪江町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
5	富岡町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
6	川内村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
7	双葉町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
8	葛尾村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
9	南相馬市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
10	川俣町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		